

環境センター処分場公害防止計画

I. 騒音・振動・悪臭・下水道水質等の基準値及び測定方法・回数・場所

1[騒音測定]

項 目	基 準 値		測定方法	回 数	測定場所
騒音測定	昼 間	60 dB以下	JIS Z 8731	年 2 回 24 時間	南側敷地境界において 2ヶ所
	朝・夕	55 dB以下			
	夜 間	50 dB以下			

2[振動測定]

項 目	基 準 値		測定方法	回 数	測定場所
振動測定	昼 間	65 dB以下	JIS Z 8735	年 2 回 24 時間	南側敷地境界において 2ヶ所
	夜 間	60 dB以下			

3[悪臭測定]

項 目		基 準 値	測定方法	回数	測定場所
1	アンモニア	1 ppm 以下	環境庁告示に 定める方法	年 2 回	南側敷地境界 において2ヶ所
2	メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下			
3	硫化水素	0.02 ppm 以下			
4	硫化メチル	0.01 ppm 以下			
5	二硫化メチル	0.009 ppm 以下			
6	トリメチルアミン	0.005 ppm 以下			
7	アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下			
8	スチレン	0.4 ppm 以下			
9	プロピオン酸	0.03 ppm 以下			
10	ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下			
11	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下			
12	イソ吉草酸	0.001 ppm 以下			
13	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下			
14	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下			
15	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下			
16	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下			
17	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下			
18	イソブタノール	0.9 ppm 以下			
19	酢酸エチル	3 ppm 以下			
20	メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下			
21	トルエン	10 ppm 以下			
22	キシレン	1 ppm 以下			

4[下水道放流水水質測定]

項 目		基 準 値	測定方法	回数	測定場所	
健康項目	1	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	JIS K 0102	月 1 回	下水道放流場所の 1ヶ所
	2	シアン化合物	検出されないこと			
	3	有機リン化合物	検出されないこと			
	4	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
	5	六価クロム化合物	0.05→0.02 mg/L 以下			
	6	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下			
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L 以下			
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと			
	9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと			
	10	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下			
	11	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下			
	12	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下			
	13	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下			
	14	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下			
	15	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下			
	16	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下			
	17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
	19	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下			
	20	チウラム	0.006 mg/L 以下			
	21	シマジン	0.003 mg/L 以下			
	22	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下			
	23	ベンゼン	0.01 mg/L 以下			
	24	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下			
	25	ほう素及びその化合物	5 mg/L 以下			
	26	ふっ素及びその化合物	4 mg/L 以下			
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	50 mg/L 以下			
	28	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下			
生活環境項目	1	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下			
	2	生物化学的酸素要求量	日間平均 10 mg/L 以下			
	3	溶存酸素量	— mg/L			
	4	化学的酸素要求量	— mg/L			
	5	浮遊物質	日間平均 30 mg/L 以下			
	6	ノルマルヘキサン	鉛油類	1 mg/L 以下		
	7	抽出物質含有量	動植物油脂類	5 mg/L 以下		
	8	フェノール類含有量		0.5 mg/L 以下		
	9	銅含有量		0.5 mg/L 以下		
	10	亜鉛含有量		1 mg/L 以下		
	11	溶解性鉄含有量		5 mg/L 以下		
	12	溶解性マンガン含有量		5 mg/L 以下		
	13	クロム含有量		1 mg/L 以下		
	14	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下			
	15	窒素含有量	日間平均 60 mg/L 以下			
	16	燐含有量	日間平均 8 mg/L 以下			
その他	1	電気伝導度	— ms/m			
	2	沃素消費量	— mg/L			
	3	塩化物イオン	— mg/L			
	4	水温	℃			

5[地下水水質測定]

項目		基準値	測定方法	回数	測定場所	
人の健康の保護に関する項目	1	カドミウム	0.003 mg/L 以下	JIS K 0102	年 2 回	南側埋立場堰堤の南側において1ヶ所及び南側敷地南端において1ヶ所 埋立場北側堰堤の北側1ヶ所及び埋立場南側堰堤の南側1ヶ所
	2	全シアン	検出されないこと			
	3	鉛	0.01 mg/L 以下			
	4	六価クロム	0.02 mg/L 以下			
	5	砒素	0.01mg/L 以下			
	6	総水銀	0.0005 mg/L 以下			
	7	アルキル水銀	検出されないこと			
	8	PCB	検出されないこと			
	9	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下			
	10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下			
	11	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下			
	12	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下			
	13	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下			
	14	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下			
	15	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下			
	16	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下			
	17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下			
	19	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下			
	20	チウラム	0.006 mg/L 以下			
	21	シマジン	0.003 mg/L 以下			
	22	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下			
	23	ベンゼン	0.01 mg/L 以下			
	24	セレン	0.01 mg/L 以下			
	25	ほう素	1 mg/L 以下			
	26	ふっ素	0.8 mg/L 以下			
	27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下			
	28	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下			
生活環境の保全に関する項目	1	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下			
	2	生物化学的酸素要求量	日間平均 10 mg/L 以下			
	3	溶存酸素量	— mg/L			
	4	化学的酸素要求量	— mg/L			
	5	浮遊物質	日間平均 30 mg/L 以下			
	6	ノルマルヘキサン	鉛油類	1 mg/L 以下		
	7	抽出物質含有量	動植物油脂類	5 mg/L 以下		
	8	フェノール類		0.5 mg/L 以下		
	9	銅及びその化合物		0.5 mg/L 以下		
	10	亜鉛及びその化合物		1 mg/L 以下		
	11	鉄及びその化合物(溶解性)		5 mg/L 以下		
	12	マンガン及びその化合物(溶解性)		5 mg/L 以下		
	13	クロム		1 mg/L 以下		
	14	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下			
	15	窒素	日間平均 60 mg/L 以下			
	16	燐	日間平均 8 mg/L 以下			
その他	1	電気伝導度	— ms/m			
	2	沃素消費量	— mg/L			
	3	塩化物イオン	— mg/L			
	4	水温	℃			

※ 上記のほか、生活環境項目の保全に関する項目 1,2,4,5 及びその他の 1,3,4 については、年 4 回の自主測定をしています。

6[ダイオキシン類測定]

項目	基準値	測定方法	回数	測定場所
1 地下水No.1	1pg/TEQ/L 以下	JIS K 0312	年 1 回	地下水水質測定場所 と同じ
2 地下水No.2	1pg/TEQ/L 以下			
3 下水道放流水	1pg/TEQ/L 以下			下水道放流水測定場 所と同じ
4 土壌	1,000pg/TEQ/g 以下			水処理施設東側

7 [原水水質測定]

項目	測定方法	回数	測定場所
1 水素イオン濃度	JIS K 0102	年 4 回	水処理施設入口 1 ヶ所
2 生物化学的酸素要求量			
3 化学的酸素要求量			
4 浮遊物質			
5 窒素			
6 電気伝導度			

II. 公害防止対策

1. 騒音対策

浸出水処理施設の稼動に伴う騒音については、特にブロワー・ポンプ類がその発生源として考えられるが、ブロワー等の機械類はすべて建屋内に配置して、天井及び壁には吸音材を設置する。

2. 振動対策

浸出水処理施設の稼動に伴う振動については、特に発生する恐れのある機器は、防振架台を設置する。

3. 悪臭対策

埋立時の悪臭については、廃棄物を埋め立てた場所から発生するものがあるが、埋立に際しては、即日覆土を実施することにより悪臭の発生を防止する。

さらに、中間覆土、最終覆土を実施することにより万全の対策を講じる。浸出水処理施設については、水槽をすべて建物で覆い対策を講じる。

4. 汚水対策

汚水処理の方法は浸出水処理施設において接触ばっき処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、キレート吸着処理の各処理方法を経て放流水質基準値以下にし、公共下水道へ放流する。

5. その他必要と認められる公害防止対策

(ごみの飛散防止)

(1) 焼却灰や飛散しやすいごみについては、他の廃棄物や土砂と混合するか、場内に設置する消火栓を利用して散水する。埋立地周辺については、飛散防止のネットフェンスを設置する。

(タイヤ洗浄機の設置)

(2) 埋立地にごみを搬入した車両のタイヤ等に土砂やごみが付着したまま、公道に出るのを防ぐためタイヤ洗浄機を設置する。

(ごみの検査)

(3) 管理棟を設置し、ごみが入入れ基準に合致しているか検査する。必要に応じて搬入されたごみをダンプさせ内容を検査する。